

意見案第 1 号

農協関係法制度の見直しに関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 27 年 3 月 13 日

提出者 富良野市議会議員 岡野孝則 ⑩

賛成者 同 日里雅至 ⑩

同 同 今利一 ⑩

同 同 渋谷正文 ⑩

同 同 広瀬寛人 ⑩

同 同 大栗民江 ⑩

同 同 萩原弘之 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、農林水産大臣

## 農協関係法制度の見直しに関する意見書

昨年6月、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示した。

これを受け、JAグループ北海道は、11月に「JAグループ北海道改革プラン(実行計画指針)」を策定し、「組合員の所得向上」と「農村地域の活性化」による「持続可能な北海道農業」と「豊かな地域社会」の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところである。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところであるが、最終的な法案の制定までには、継続的な意見反映が必要である。

さらに、生産現場などからも、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来す恐れがあるとの懸念の声が上がっている。

よって、今後、農協関連法制度の見直しに当たっては、下記の事項を踏まえるよう、強く要望する。

### 記

- 1 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限については、慎重に検討すること。
- 3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月19日

富良野市議会